

2019年7月23日

会員各位

学会誌 Vol.11 の査読論文募集

社会デザイン学会学会誌編集委員会

募集開始日 2019年7月23日（火）

募集締切日 2019年9月18日（水）消印有効

※投稿は郵送でのみ受付します。

適用規程 学会の査読規程、投稿規程、執筆要領による。

（2019年7月14日改定予定）

発行予定日 2020年2月

事務局 投稿原稿郵送先

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-15-2 日本法制学会気付

社会デザイン学会誌編集委員会

以上

社会デザイン学会 学会誌 各種規定

学会誌編集規定

1. 本誌は、社会デザイン学会の学会誌であって、1年に数回発行する。
2. 本誌への投稿は、共著者も含めて本学会員であることを原則とする。
3. 本誌に論文、研究ノート、その他各欄を設ける。
4. 本誌の掲載原稿は、投稿によるものと編集委員会が執筆を依頼するものから成る。
5. 原稿の掲載は編集委員会の決定による。
6. 本誌の掲載内容と編集規定に準拠し、本誌の電子版を発行することができる。
7. 別刷に関しては、自己負担とする。

附則 この規定は2009年4月1日から施行する。

2019年2月1日改定。

2019年7月14日改定。

学会誌査読規程

1. 査読手続き

1-1 査読実施機関：投稿された査読論文に対し、学会誌編集委員会（以下、委員会という）は2名の査読者による査読を行って、学会誌への登載の可否を決定する。

1-2 投稿者への問い合わせ：査読にあたって、委員会は筆頭著者に対して問い合わせ、または内容の修正を求めることができる。

1-3 査読の打ち切り：投稿された査読原稿に対する問い合わせ、または内容の修正を求めた期限以内に筆頭著者から回答がない場合には、委員会は査読を打ち切る。

1-4 委員会は、第一次審査において査読結果に基づき、①登載、②修正指示での再審査、③研究ノートに変更しての登載④登載不可の決定を行い、筆頭著者に通知する。

1-5 委員会は、第一次審査を通過し修正を指示した論文、研究ノートに対し、第二次審査を行い、①登載、②研究ノートに変更しての登載、③登載不可の決定を行い、筆頭者に通知する。

1-6 委員会は、登載を決定した論文、研究ノートにつき、粗読を行い、字句等の修正を指示することができる。指示を通知した期限以内に筆頭者から適切な修正がなされない場合には、登載を取り消すことができる。

1-7 登載の決定した論文の英文タイトルについては、委員会が委嘱した専門家による修正指示に従うものとする。

1-8 委員会は、筆頭著者が英文タイトルの修正指示に従わない場合には、あるいは決められた期限内に英文タイトル修正に関する回答がない場合には、登載を取り消すことができる。

1-9 第一次審査又は、第二次審査で登載が決定し、粗読、英文タイトルチェックが完了した論文、研究ノート等は、当該年度の「学会誌」に掲載される。

附則 この査読規程は、2017年7月1日から適用する。

2018年5月11日改定

2019年7月14日改定

学会誌投稿規程

1. 論文の内容

査読論文の内容は、社会デザインの理論と実践の発展に期待できるもので、かつ結論の導出過程が適切であるものとする。従来の学術論文の体裁にとらわれず、調査報告や実施結果等も査読論文の対象とする。

2. 投稿者

筆頭著者は、社会デザイン学会会員に限る。筆頭著者として投稿可能な論文数は、一人一編とする。査読終了後の修正論文における著者の変更や追加は、原則として認めない。

3. 投稿期限

会告に従う。学会誌論文投稿募集は年1回で、各年度の投稿期限は別途、会告する。

4. 投稿論文の作成および提出

4-1 投稿原稿の内容：投稿原稿は、原則として他の書籍・雑誌において未発表でかつ査読中ではないものとする。また、学術論文として内容が完結していることが必要であり、「同一テーマのもとで分散して投稿したもの」と判定された論文は受け付けないことがある。

4-2 執筆要領の準拠：投稿または修正された査読原稿は、「学会誌執筆要領」に準拠していなければならない。

4-3 十分な推敲：投稿または修正された査読原稿は、十分に推敲されたものでなければならない。

4-4 言語：投稿または修正された査読原稿は、和文または英文でなければならない。

4-5 学会誌査読用論文原稿は、社会デザイン学会ホームページの査読論文申込・投稿の指示に従って、投稿を行う。

4-6 査読用原稿の提出：査読用原稿は、社会デザイン学会 HP から投稿申込用紙と査読用原稿コピー3部を編集委員会事務局に送付する。審査の公正を高めるため、査読用原稿には

氏名、所属および謝辞は記載しない。

4-7 修正原稿の提出：第1次審査を通過し、修正を求められた者は、修正した論文と修正事由を、指示されたメールアドレスに送信する。ただし、氏名、所属（および必要に応じて謝辞）が記載されたものとする。

4-8 最終原稿の提出：最終原稿は「学会誌」への登載が決定した後に提出する原稿で、最終原稿と同一内容の完全版下原稿とする。学会誌は白黒印刷のみとするので、白黒印刷の原稿（カラー版で提出しても白黒印刷となる）を編集委員会事務局に郵便または宅配便にて送付する。

5. 著作権

5-1 著者は掲載された論文等の「著作権」を本会に委託する。

5-2 著者が自らの用途のために自分の掲載論文等を使用することについて制限はない。なお、論文等をそのまま他の著作物に転載する場合にはその旨を明記する。

5-3 掲載された論文等の編集著作権、出版権は本会に帰属する。

5-4 第三者から本会に対して、論文等の翻訳、図表の転載の許諾要請があった場合、著者に通知し許諾を求める。ただし既に本会会員として所属せず、連絡不能な場合はこの限りでない。

5-5 著者は、本会または本会が許諾した者の利用に伴う変形については「同一性保持権」を行使しないものとする。

5-6 論文等の内容が第三者の著作権を侵害するなど、第三者に損害を与えた場合は著者がその責を負う。

5-7 論文等の著作権の使用に関して本会に対価の支払いがあった場合は、本会会計に繰り入れて、学会活動に有効に活用する。

5-8 学会誌の電子版についても、印刷版の著作権を適用する。

6. 論文別刷り

学会誌の論文別刷りは、著者が希望すれば実費負担にて作成できる。

附則 この投稿規定、2009年4月1日から適用する。

2017年7月1日改定。

2019年7月14日改定

執筆要領

1. 原稿の分量：

1-1.論文

ページ数：図・表・写真、注、文献、謝辞を含め、提出時は最低6ページ以上、最大10ページ以内とする。但し、最終提出時は査読の指摘による追記を含めて最大11ページ以内とする。

但し、査読の結果、論文から研究ノート、実践報告・書評等に変更された場合は、原稿の分量は論文と同じとすることができる。

1-2.その他（研究ノート、実践報告・書評等）

ページ数：図・表・写真、注、文献、謝辞を含め、提出時は最大 5 ページ以内とする。
但し、最終提出時は査読の指摘による追記を含めて最大 6 ページ以内とする。

1-3.文章量他

○1 ページの文章量は、40 字×40 行

○マイクロソフト社 Word を使用し、書体・級数は、学会 HP よりダウンロードした既定のフォームに従う。

○投稿に際しては原稿のほか、投稿申込み用紙に必要な事項を記載し、添付する。

2. 投稿申込用紙

投稿に際しては原稿のほか、投稿申込用紙に要約（600 字以内。英文投稿の場合は、200 語程度の英文要約とともに）と 3～5 語のキーワード、その他必要事項を記載し、添付する。

3. 書式

3-1.投稿原稿はすべて横書きとし、使用言語は、日本語または英語とする。

3-2.B5 版の用紙にワープロで見やすく印字し、ページ番号を付したものとす。

3-3.文体は"である"調とし、原則として当用漢字、新仮名遣いを用いる。

3-4.数字はアラビア数字を用い、数字および英字は半角とする。

3-5.「,」「。」「()」などの記号類は原則として全角とし、「(1)」のような場合のみ半角とする。

3-6.原則として西暦を用い、年号を使用する場合には「1988 (昭和 63) 年」のように記す。

3-7.原稿は、表題・本文・注・文献リストの順序で構成する。

4. 図版

4-1.図版は、そのまま版下として使えるよう明瞭なものを作成する。

4-2.貼り付けは禁止。データとして入れること。

5. 注・引用文献

5-1.注を用いる場合、該当箇所を上付き文字で 1)、2) のような通し番号を付し、本文の最後にまとめて記載する。

5-2.典拠した文献を示す注は、本文中の適切な箇所に「(著者の姓 発行年)」を記載する。

文献からの引用を行った場合には、「(著者の姓 発行年: 引用ページ)」とする。文献は以下の形式で文献リストを作成する。

配列順序：著者名のアルファベット順とする。

単行本の場合：著者名 (姓・名の順)、発行年、『書名』発行所名。

雑誌の場合：著者名 (姓・名の順)、発表年、「論文表題」『掲載雑誌名』巻号、発行所名。

欧文雑誌名、書名はイタリック体 (またはアンダーライン) とし、「発行所名: 発行都市名。」

のように発行都市名まで記載する。

6. 附記

不明な点や、上記の執筆要項によらない事情のある方は、学会事務局にご相談ください。英文で投稿される場合にも、編集委員会事務局にご相談ください。

附則 この執筆要項、2009 年 4 月 1 日から適用する。

2017 年 7 月 1 日改定。

2018 年 2 月 2 日改定、改定後 2017 年 12 月 22 日から適用する。

以 上

